第52　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、電波の型式に冠して表示する。

１　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備

⑴　チャネル間隔が2.5MHzのもの　2.5MHz

⑵　チャネル間隔が５MHzのもの　５MHz

⑶　チャネル間隔が10MHzのもの　10MHz

⑷　チャネル間隔が20MHzのもの　20MHz

⑸　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信するもの　総務大臣が別に告示で定める値

⑹　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じて⑴から⑷までに定める値

⑺　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、チャネル間隔が1.08MHzのもの　1.4MHz

２　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

⑴　チャネル間隔が10MHzのもの　10MHz

⑵　チャネル間隔が20MHzのもの　20MHz

⑶　チャネル間隔が30MHzのもの　30MHz

⑷　チャネル間隔が40MHzのもの　40MHz

⑸　チャネル間隔が50MHzのもの　50MHz

⑹　陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔の総和に応じて⑵から⑸までに定める値

⑺　陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じて⑴から⑸までに定める値

［第53～第76　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～44　略］

45　直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方

第52　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、電波の型式に冠して表示する。

１　チャネル間隔が2.5MHzの無線設備　2.5MHz

２　チャネル間隔が５MHzの無線設備　５MHz

３　チャネル間隔が10MHzの無線設備　10MHz

４　チャネル間隔が20MHzの無線設備　20MHz

５　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信するもの　総務大臣が別に告示で定める値

６　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じて１から４までに定める値

７　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、チャネル間隔が1.08MHzのもの　1.4MHz

［第53～第76　同左］

別表第三号（第７条関係）

［１～44　同左］

45　直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。